

申請に対する処分個別票

所管局部課(担当)名 (電話番号)	都市整備局市街地整備部住環境整備課(市街地再開発) (06-6208-7837)
処分課(担当)名	同上
処分の名称	管理規約の認可
概要	個人、組合、再開発会社である施行者が、施設建築物及び施設建築敷地の管理又は使用に関する区分所有者相互間の事項について管理規約を定めるには、市長の認可を受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	都市再開発法 第133条第1項
審査基準	◎次に掲げる要件をすべて満たすことが必要です。 1 あらかじめ、縦覧の開始の日、縦覧の場所及び時間を公告し、施設建築物又は施設建築敷地に関し権利を有する者又は有することとなる者にこれらの事項を通知し、管理規約を2週間公衆の縦覧に供していること。(都市再開発法施行令第48条第1項) 2 認可の申請にあわせて、縦覧期間内に提出された意見書の要旨を市長に提出していること。(都市再開発法施行令第49条)
標準処理期間	30日
経由日数	なし
提出先	都市整備局市街地整備部住環境整備課(市街地再開発)
提出時期	随時
提出方法	都市整備局市街地整備部住環境整備課(市街地再開発)へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	都市整備局市街地整備部住環境整備課(市街地再開発)
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000655875.html
備考	